

公益社団法人日本舞台音響家協会

会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 会員は、次の入会金を納入しなければならない。

個人正会員 1,000 円

団体正会員 30,000 円

賛助会員 30,000 円

2 入会金は、本協会から入会承認の通知を受けた日から 30 日以内に納入しなければならない。

(会費)

第3条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

個人正会員 9,000 円

団体正会員 30,000 円

賛助会員 30,000 円

(会費の納期)

第4条 会員は、毎事業年度5月末日までに当該年度の会費年額の全額を納付しなければならない。

(中途入会の会費及び納期)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該年度の会費は、入会承認月が上半期（4月から9月まで）の場合は年額の全額とし、下半期（10月から翌年3月まで）の場合は年額の半額とする。

2 前項の会費の納入は、本協会から入会承認の通知を受けた日から 30 日以内とする。

(入会金及び会費の免除)

第6条 理事会は、次のいずれかに該当する会員については、第2条及び第3条の規定にかかわらず、理事会の決議をもって入会金及び会費のいずれか一方又は双方を免除する。

(1) 免除すべき相当の理由があると認める会員

## (2) 名誉会員

### (分担金)

第7条 総会の決議において、本協会の運営に特に必要と認められた場合には、会員に分担金を課することができる。

### (会費未納の場合の措置)

第8条 新年度となった時点で、前年度以前の会費が納入されていない場合、新年度の機関誌の送付を停止する。その後納付された場合は、当該年度分の機関誌を送付する。但し、在庫がある場合に限る。

### (改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議において行なう。

## 附 則

### (その他)

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

### (施行期日)

2 この規程は、一般社団法人日本舞台音響家協会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

3 この規程は、平成29年6月15日に一部を改訂する。

4 この規程は、平成30年11月30日に一部を改訂する。